

平成30年 第21回
教育委員会臨時会会議録

平成30年10月31日（水）

港区教育委員会

日 時 平成30年10月31日(水) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 3 港区教育委員会事務局公印規則の一部を改正する規則について
- 4 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 5 港区立郷土歴史館処務規程の制定について
- 6 港区立みなと科学館条例の制定について

日程第2 協議事項

- 1 (仮称)芝浦第二小学校等施設整備に係る整備手法の変更及びみなとパーク芝浦の工事について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成29年度決算特別委員会の総括質問について
- 2 平成30年特別区人事委員会勧告について
- 3 平成30年度港区子どもサミットについて
- 4 後援名義等の9月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の9月の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 8 図書館の9月事業実績について
- 9 図書館の9月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 11 11月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから平成30年第21回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

まず、本日の日程の運営方についてお諮りいたします。

日程第1、審議事項の2、議案第66号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、議案第67号「港区教育委員会事務局公印規則の一部を改正する規則について」、議案第68号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」、議案第69号「港区立郷土歴史館処務規程の制定について」、この4件につきましては関連する内容となりますので、一括して説明を受け、採決はそれぞれの案件ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、今申し上げた審議事項4件につきましては、一括して説明をすることといたします。その上で採決はそれぞれ案件ごとに行いたいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員をお願いいたします。

○田谷委員 了解しました。

日程第1 審議事項

1 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第65号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは議案第65号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明をいたします。

タブレット番号ですが、資料ナンバー1に沿って説明します。タブレット番号の5分の5をご覧ください。

審議内容なんですが、愛宕弓道場につきましては、独立行政法人都市再生機構が所有する土地を借り上げて運営していましたが、土地の一時使用貸借期間の終了に伴いまして、港区運動場条例施行規則の一部を改正することとします。

項番1の改正理由です。土地の一時使用貸借期間の終了に伴いまして、愛宕弓道場の運営は平成31年1月31日に終了となります。

項番2、タブレット番号の5分の3をご覧ください。港区立運動場条例施行規則新旧対照表の別表1になります。現行の港区立愛宕弓道場の欄を全て削除することといたします。

5分の5にお戻りください。施行期日です。愛宕弓道場の運営が平成31年1月31日で終了となることから、翌日の2月1日を施行期日といたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○小島委員 この弓道場の廃止について、弓道団体からはこの件については何か要望があるでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、弓道連盟に対しましては、愛宕弓道場が廃止になることと、引き続き新しい活用場所については教育委員会としては探しますということは説明しております。一時的にですが、現在のスポーツセンターにありますアーチェリーと共用なんですけれども、弓道場施設を使っていただくことになっているのですが、説明会の際の要望としましては、やはり狭くてもいいから、暫定ではなく弓道連盟が使える施設を引き続き探してほしいという要望がございました。

○小島委員 分かりました。

○教育長 資料1-3の1の改正理由の最後の「一部を変更します」ではなくて「改正します」にしてくれますか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第65号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第65号については原案どおり可決することに決定いたしました。

- 2 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 3 港区教育委員会事務局公印規則の一部を改正する規則について
- 4 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 5 港区立郷土歴史館処務規程の制定について

○教育長 次に議案第66号から議案第69号までの審議事項につきましては、一括して説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、資料ナンバー2を用いまして、まず議案第66号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、規則のところの案文が書いてございまして、2-2として新旧対照表がついてございます。できればこちらの方がちょっと分かりやすいのでご説明をさせていただきますが、今回、明日から港区立郷土歴史館が開館するということと、あわせて本日で郷土資料館が閉館をするということになってございますので、その関係で今回の提案をさせていただいたものでございます。

明日からは、こちらで図書文化財課が所管するものとしては「郷土資料館に関すること」ということを「郷土歴史館に関すること」というふうに定めさせていただきまして、別表2の方に、これ

までは図書館と教育センターのみが規定をされておりましたけれども、ここに「郷土歴史館」を加えさせていただくというものでございます。

資料2-3の方につきましては、明日から開設するという事で条文を書かせていただいております。施行期日は明日を考えてございます。

続きまして、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。

議案第67号「港区教育委員会事務局公印規則の一部を改正する規則について」でございます。こちらにつきましては、後程説明をさせていただきますけれども、組織規則の方を歴史館のところに新しく組織を定めるということになっておりまして、そちらの関係で公印が必要になってきたもので、港区立諸課印と同様のところに港区立郷土歴史館調印というものと、割り印を追加させていただくというものになってございます。

少し資料3-2の方とかは、少し複雑になってございますので、資料3-3をご覧くださいと思います。概要につきましては、公印を新調するという事になってございます。改正理由につきましては、新たに開館する郷土歴史館につきましては運営管理、重要文化財の展示であったり複合施設としての施設内での全体調整などを行う必要があるということから、先日、課長級には課長級職員を充てたいという説明をさせていただいているところでございます。今後、館長名で対外的に資料の貸し出しの許可であったり、歴史館に展示する資料の賃借申請等を行う必要があるため、主管長の印を新調したいということで、割り印も含めて新調したいということで今回上げさせていただいたものでございます。施行期日は明日と考えてございます。

続きまして資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

議案第68号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」でございます。こちらは先程からのときにも説明させていただきましたが、今回は係の業務を定めるということになってございます。

恐れ入りますが4-3をご覧くださいと思います。こちら資料内容につきましては記載のとおりでございますけれども、明日の開館前にということになります。改正理由につきましては、第7条中図書文化財の庶務係の第2号のところを、「郷土資料館」から「郷土歴史館」に改めるということでございます。また、第7条の文化財係の所掌する事務に関しては、「文化財の保護、調査、研究及び活用に関する事」というところを、「文化財の保護、許可及び指定に関する事」ということで、文化財行政の方に焦点を当てましてそちらの仕事を行うものというふうにしてございます。第3号の方にも「文化財保護審議会に関する事」ということで、第3号のこれを第2号としまして、第6号の「その他文化財に関する事」を第3号というふうに変えてございます。施行期日は明日でございます。

続きまして、資料ナンバー5をご覧くださいと思います。

議案第69号「港区立郷土歴史館の処務規程の制定について」でございます。こちらにつきましては、処務規程の案がついてございます。まず、最初にこの資料ナンバー5-2をご覧くださいと思います。概要につきましては、図書館の開設に当たり、館長職に執行部の課長級職員を配置

し、執行体制を整備するため処務規程を制定しますということで、施行期日は明日でございますが、施行体制につきましてちょっと分かりづらいので新旧対照表をつけさせていただいております。

これまで図書文化財課の中には、港図書館の館長を兼ねるということで庶務係と利用者支援係と学校支援担当の方が図書館の方を兼ねていたというところで、今回は新の方に行きますと郷土資料館というものが出てきておりまして、先程館長に課長級を置かせていただくという話をさせていただきましたけれども、その下に企画調整係というものを新たにつけますが、こちらを文化財係の職員が兼ねるということになってございます。係長も同様でございます。郷土歴史館の館長は図書文化財課長を充てるというふうに記載をさせていただいている理由でございます。

それでは、申し訳ございませんが、1 ページ目の郷土歴史館処務規程の方をご覧くださいと思います。目的・評価の規則ということで、こちら三つ目の目的としては、組織の運営及び運営等に関して必要な事項を定めるということで、係としては一つの係ということで企画調整係を置かせていただきます。企画調整係の業務としては1 番から1 2 番まで記載をさせていただいております。第4条のところに先程の充てる職員のところを記載をさせていただいているということでございます。第6条につきましては、職員の責務を記載をさせていただきました。第7条につきましては、専決対象事案について記載をさせていただいているところです。

以上が説明になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問・ご意見をお願いします。

○小島委員 公印のところなんです、館長印と割印と両方つくということなのですが、館長印以外に割印をつくる理由は为什么呢。

○図書文化財課長 こちらでの集計表等を出すときに正副がありまして、正副に割印を押したいということで考えています。

○小島委員 よく分からないんです。

○図書文化財課長 公印を、つまり角印を図書文化財課の館長印をポンと押すところに、正副が申請書等は正副になっておりますので、これとこれは一緒のものですよということで割り印をこの間に押したりとかということをするのです。

○小島委員 普通は文書が2枚で構成される時、1枚目と2枚目の間に、この文書は一体ですよという意味で押印する。これを割り印と呼んでいる。印が2つあるわけではない。印と割り印二つ要するというの一般的にはないと思いますが、割り印専用の印があるということですか。

○図書文化財課長 印を一応つくってございまして、これは図書館の方にやる。

○小島委員 一般的にそうですか。それは別にどうということではないんだけど、特別割り印がいるのかなと思ったら要るんですか。

○教育長 通常はそうですね。契約印を割り印として使うわけですね。

○小島委員 違う印を用意して押す意味がないですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 それから、資料ナンバー5の2の一番下の「新」というところですね。「新」という

ところで、実線と破線のところがよく分からなくなっちゃっている。郷土歴史館のところで、何だろう。破線と言ったらいいのかな。そこ、「(企画調整係)」となっているところ。ここは意味がよく分からないんですが、どういうことですか。

○**図書文化財課長** 複数でちょっとずれているので分かりづらいので大変申し訳ございませんでした。まず、港図書館の方につながっているのはこの点線の方でございます。庶務係と利用者支援係と学校支援係の三つになります。図書文化財課の方に文化財係はぶら下がっているところです。郷土歴史館の中に一つ、係を設置をしておりますので、ここにこの点線というか破線をつけさせていただいて、郷土歴史館の中に企画調整係というものを設置をさせていただくという記載になっております。

○**小島委員** そうすると、この図書文化財課の下に括弧して「港図書館」、「郷土歴史館」とありますよね。これの括弧の意味は図書文化財課に図書館と歴史館が存在しますよということで括弧をつけたのですか。

○**図書文化財課長** 図書文化財課、分かりやすく言うと図書文化財課長の辞令を受けると、自動的に港図書館の館長と郷土歴史館の館長の職を充てられるということになりますので、兼ねているということです。

○**小島委員** 兼ねているという意味で括弧ですか。

○**図書文化財課長** 括弧で書いてあります。なので、文化財係も企画調整係と兼ねているということで、括弧で記載をさせていただいているという状況になります。大変申し訳ございません、書き方が悪くて。

○**小島委員** そういう意味なんですか。この括弧は課長が館長を兼ねるから括弧なんですか。

○**図書文化財課長** そうです。そういう意味合いと同義ととっていただければ分かりやすいかと思えます。

○**小島委員** だけど、図書文化財課長が港図書館の館長と郷土歴史館の館長を兼ねるのは実際大変ではないですか。

○**図書文化財課長** できます。両方の職務を全うできるように常に鋭意務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**小島委員** こちらこそよろしく申し上げます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** 一つは郷土歴史館で学芸員、港区の職員としての学芸員もいるわけですね。その方たちは、この中の組織図だとどこにつくような形になるんですか。

○**図書文化財課長** 学芸員につきましては、基本的に文化財係と企画調整係。こちらの方になります。

○**山内委員** あとは図書文化財課長が二つの館長を兼ねるという。ある意味社会的に見れば図書館の館長も歴史館、ミュージアムの館長も極めて社会的には重い職務ですから、本当の意味で館長が機能するように、ある意味港区として館長をきちんと支えられるような対応、体制をきちんとつく

っていただきたいと思います。教育委員としての要望です。

○**図書文化財課長** 改めて両施設ともに指定管理者とともにこの施設を運営していくという形になってございます。その業者と力を合わせて適切な運営ができるように、館長としてもしっかりと職務を全うしていきたいと考えてございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** この議題とは少し離れますけれども、郷土歴史館が明日から開館をすると。今、指定管理者のことも出ましたけれども、実はまだホームページを見ていると郷土歴史館としてのホームページは明日から開館で、まずはこんな展示をしますと、みんなが来たくくなるようなホームページができていない。できていますか。

○**図書文化財課長** グーグルで今かからないだけで実はできています。

○**山内委員** 検索をかけて出てこなかったんです。普通の郷土資料館の中にちょっと出てくるような形だったので、これではもったいないと思うんですけども。

○**図書文化財課長** こちらですと、26日の土曜日から実はあけておまして、検索にかかるように仕組んでいるんですけども、なかなか今かかってきていないというのが実情で、今どういうふうになっているのか解析をしてもらっています。実は動画もつくっておまして、その動画を見ていただいた新聞社の2社からは、既に本日取材に来たいということで、朝日と読売に来ていただいているということで、なぜそこが検索にかからないのかちょっと今解析中だと思います。すみません。

○**山内委員** 分かりました。つまり指定管理者、そういうことも含めてしっかり業務を委託からも頼んでいると思いますので、指定管理者にしっかり頑張ってもらおうということが必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

○**教育長** 明日開館なので、それについては早めに対応をしてください。そのほかにいかがでしょうか。

確認ですが、規則、規程は文書係の確認をしていますよね。議案第66号の規則案について、別表第2中「教育センター」を「教育センター郷土歴史館」に改めるとありますが、「郷土歴史館」を「追加する」とか「加える」とかという表現ではまずいのでしょうか。

○**図書文化財課長** こっちの順番の並びがあるということで、1個前を記載するというものになっているものです。教育センターの次にこれを入れるということで。

○**教育長** 郷土資料館を追加するとか加えるとかではどうなんですか。

○**図書文化財課長** 追加するという意味で、加えるということでこの書き方にするという。

○**教育長** この一部改正する規則が、「教育センター」と「郷土歴史館」が一組になっていますよね。そうではなく、教育センターの次に「郷土歴史館を追加する」というようにならないのはなぜなのか。

○**図書文化財課長** 中間的には、別表の記載の仕方については教育センターの次にという記載ではなく、教育センターの後に書くという意味では、1個前のやつを書くというふうにならなくて聞いて

はいるんですけども、ちょっと確認をします。

○教育長 もっと違和感があるのは、次の議案第67号の規則案で、港区立図書館印というのがあります。港区立図書館印と歴史館長印を一組にしています。これを「港区立図書館長」の次に「港区立郷土歴史館印」を加えるとかにすべきだと思うんですが、何でこのようになるのかと思うんですが、それはなぜですか。

○図書文化財課長 ここについては、最終的には確認させていただきますけれども、私が今聞いている段階では、この次に入れるということで、前を入れるということで聞いてはいます。ちょっとこれが正しいかどうかちょっと確認させていただきたいと思います。

○教育長 この法令の改正の仕方について何かルールが、一般の人には分かりにくいルールがあるのではないかと思うところもあります。後で教えてください。

○図書文化財課長 了解しました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第66号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第66号について原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第67号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第67号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第68号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第68号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第69号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第69号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区立みなと科学館条例の制定について

○教育長 次に議案第70号「港区立みなと科学館条例の制定について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、議案第70号「港区立みなと科学館条例の制定について」ということで、資料のナンバー6及び6-2、そしてさらにつけ加えてございます参考資料をもとにご説明をしたいと思っております。

港区立科学館につきましては、9月25日の段階でみなと科学館の管理運営についてということで、こちらの報告をさせていただいているところでございます。その報告内容につきまして、今回第4回定例議会において条例として上げなければならないということで、改めて条例文について教育委員会にお諮りするところです。

それでは、資料ナンバー6-2をご用意いただけますでしょうか。若干条例にするに当たりまして文章を変えなければならないところがございますので、そこについて適宜説明をさせていただいて、条例の方に行きたいというふうに思っております。審議内容につきましては表記されたとおり条例を制定するというところでお願いいたします。

施設については、前回9月25日に公の施設として管理運営についてお諮りをしたということでございます。館の特徴については、主たる特徴についてはこれまでと一切変わっておりません。変わったところは条例案の概要の中の目的でございます。これまでは「科学を体験し楽しむことを通じて、区民の科学への関心を高め」というところを出だしをつくってあったんですが、この文章が利用者の感情に依存してしまうということで、法令文には適さないということで変えさせていただきました。したがって、「科学を体験することができる場を提供することにより、区民の科学への関心を高め」ということで文章を変えました。

(2) 名称、位置については変更ございません。(3) 事業内容、これはもともとはプラネタリウムによる天体の投影に関するということのが1文にあったんですが、施設の性格、その他のところから科学館という名称も踏まえて、「科学に関する展示及び実験の実施に関すること」を1番に持ってきた方がいいというご示唆をいただいたので、順番を入れかえさせていただいております。これらは科学館で体験できる体験内容がアとイに示されております。そして、科学館のもう一つの目的でございます学校の理科教育に関することということで、3番目に条文を持ってきております。そして、エ、オ、カ、キにつきましては、科学館の業務の内容を示しているものということで指示してございます。

(4) 休館日、これはこれまでと変わってございません。(5) 開館時間、これも変更ございません。(6) 利用区分、これも変更なく個人での利用と貸切利用。投影の仕方は一般投影、特別投影、そして貸切投影というやり方をしていましたけれども、区分としては改めて表記をしてございます。(7) 貸切利用をすることができるものということで整理をいたしまして、ア、学校教育法第1条に規定する学校、同第124条に規定する専修学校、同134条第1項に規定する各種学校、この学校、専修学校、各種学校の方たちが貸切利用をすることが可能です。さらに児童福祉法に規定する保育所、それから就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で規定されております保育所等及び認定こども園、ウ、委員会が指定する地域団体、福祉団体及び社会教育団体、エ、官公署、オ、前各号に掲げるもののほか、委員会で適当と認めるものということで、ちょっとなかなかイメージがつかないと思いましたので、参考資料A3の大きなものをちょっとお開けいただけますでしょうか。

あくまで例示ということで、これが最終ということではございませんので、よろしいでしょうか。

想定している貸切利用は、区内の小中学校、幼稚園、保育園、そして区外の小中学校、幼稚園、保育園、そして官公署、公益法人、そして高等学校、大学、専修学校、各種学校。この各種学校にはインタースクールのうちちゃんと登録をしてあるインタースクールも各種学校として捉えております。ただ、塾系のインタースクールについてはここからはとることができません。そして町会、自治会、福祉団体、社会教育団体、さらには区内企業ということ想定しております。

その中で、この順番は貸し切りできる申し込みの順番を実はつけてございます。これについては条例の中ではなく規則の中できちんと規定していくということで、あくまで今回は参考でございます。特に区内の小中学校が優先で予約をし、次には区外の学校、さらにはほかの団体ということ、順番の軽重をつけてございます。さらに下の方には個人利用ですけれども、学校で人数の少ない学校がございますよね、20人くらい。それが貸し切ってしまうと、かえって高くつきます。そういった学校については団体予約ができるような形で、このような順番をつけていくということになっています。

簡単ですが、貸切団体及びその順位番の優先順位ということについては、これでもって説明させていただいたことにします。

資料、元に戻りまして(8)使用料、これについてはこれまでの議論と変わってございません。そして、(9)指定管理者による管理ということで、法人その他の団体で教育長が指定するものに、港区立みなと科学館の管理運営を行わせることとしますということで、指定管理を行うということを示されております。

4、その他、図面につきましては次のページでございます。別紙ということについてでございます。これについては前にも出ている資料と同じですが、ちょっと若干「プラネタリウム」と書いてあったものを「プラネタリウムホール」というふうに名称をちょっと変えさせていただいたりしているところがございます。ほかは変わってございません。今後のスケジュールにつきましては、表記させていただいているとおり今後の予定がこのように書かれてございます。

これらをもとにナンバー6の条文をつくらせていただいております。この中で大変苦労があったんですけども、このように条文の中で整理をさせていただき、その中で後半は指定管理者のものということで、これらについては区で一定の決まっているもので表記されています。

最後の1枚のところがございます附則というのがございます。ここに料金について規定をさせていただいているところでございます。

以上、甚だ簡単ですが説明を以上とさせていただき、ご審議の上、ご決定いただけますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問・ご意見をお願いいたします。

○小島委員 みなと科学館の先程の話ではないですが、館長は誰ですか。指定管理者になるんですか。

○教育指導課長 一応、所管課は教育指導課ということで「館長」という名称ではありませんが、教育指導課長の下に入るということです。館長そのものは指定管理者の担当責任者が館長になります。

す。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。参考資料をつくってくれたので、分かりやすいんですが、参考資料の一番下の個人利用で20人以上利用する場合、支払い期限が19日の場合、20日の個人利用の人が行ったら20人以上の団体が複数利用して結局見られないということも起こり得るんですか。

○教育指導課長 それにつきましては一応券売機を想定しているんですけども、この回の残りの見られる席数がいくつあるかということ、館の中で表示するような仕組みを今考えています。団体予約する場合には、もう今何人残っていますよと席数も管理して、例えばお電話をいただいたときに、この時間はできませんとかというような、そういったインフォメーション機能をしっかりさせていくことを、指定管理業者に求めていきたいと考えております。

以上です。

○教育長 ホームページとか何らかの方法で、情報を事前に流しておかないと、行ったけれど利用できないことになってしまいます。行く前にその情報が伝わるようにした方がいいと思います。

○教育指導課長 確かに今、映画館なんかはネットで予約できる時代ですので、そういった仕組みが組み込めるかどうかについては、指定管理業者との指定の仕方ですとか、打ち合わせとかそういうところの中で議論をして、例えばホームページに映せるようにとか。例えば1日前じゃちょっと厳し過ぎるので、2日前、3日前に支払い件数とかでも、これからの議論の中で定めていきたいと考えました。

以上です。

○教育長 そうすると、利用の前の日を支払い期限としているわけですか。

○教育指導課長 これは、一応規則をこれから決めるので、イメージですので、あくまで。

○教育長 分かりました。できるだけ行きたいという人の気持ちを削ぐことにならないようお願いいたします。

○教育指導課長 今後の調整の中で工夫してまいります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 このプラネタリウム利用手続の流れで、貸切利用のときの値段の区分、料金の区分はよく分かりますけれども、それがナンバー6-2、それからナンバー6の資料の方には、貸切利用は1カ月に5万8,000円でできますということが記述されているもので、区分による配慮があるということが書かれてないです。これは加えなくてよろしいんでしょうか。

○教育指導課長 このところにつきましては、条例のところではちょっと一番最後、27条の個人利用の使用料というところで書いてありますとおりのことと、これから減免については規則の方でもきちっと定めていくということになっていますので。

○山内委員 つまり、そうするとここだけを見ると貸切利用の場合の使用料というのは、一律5万8,000円であるように見えてしまうわけですけども、例えば別にここに別の規則でそれを定めるとか何か書かなくてよいものなのか。ちょっともう一つ、この6-2の資料につきまして、今

後、外に向けての概要を説明するときの一つの出発点になると思うんですけども、その中でこの1回当たり5万8,000円としますというところの下に、何か追記しておかなくてよいものかということですね。

○教育指導課長 条例の12条をご覧ください。一応概要版の方には載っていないんですけども、12のところに使用料の減免ということで、教育委員会規則で定めるところにより使用料を減額し、または免除することができるというふうに規定してございますので、条例を読んだ方には分かります。ただ、概要版を読んだ方には実は分からないような形になって申し訳ございませんでした。

○教育長 よろしいですか。

○山内委員 じゃ、概要はこのままということですか。

○教育指導課長 これを入れて議会に臨んでいきたいなと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 それと、もう一つ、先程の説明の中で、館長は科学館については指定管理者だというお話でしたけれども、先程の歴史館と同様に、例えば展示をするときに外部から極めて貴重な標本であったり資料を借りて展示をしたりするべきと思うんですね。逆にそういうことがきちっとできることが、この科学館が人を呼べる科学館になり得るかどうか重要なところだと思うんです。

そういう意味で、そういう色々な極めて重要な役割を館長は果たすわけですけども、その館長という立場が指定管理者に、ある意味で投げたような、丸投げしたような形に見えてしまうわけですけども、それでよいものかどうかということについても、何かお考えを教えてください。

○教育指導課長 あくまで管理、要するにお金とかそういった料金とか展示の管理、そういうところについては指定管理なんですけれども、運営については所管はあくまで教育指導課でございますので、運営に関しての相談は常に乗りながら、特に科学館といいますのが教育センターの方に、教育指導課の方にも指導主事ということでおりますので、そういったところと連携しながら企画を練っていくということを考えておりますので。

○山内委員 つまり、何で申し上げたかということ、例えば外部の方からこういう標本を貸してほしいと言われたときに、どういう館の運営になっているかというのは、貸し出す側は当然危惧はするわけです。特に貴重なものであればある程。そのときに、その館長名がいわゆる指定管理者、つまり業者の社員ですよね。業者の社員の名前が管理者で館長である形で、きちんと安心してもらえるだろうかということです。

○教育指導課長 あくまで港区の公の施設ですから、最終的には港区並びに教育委員会が責任を持つということで、そちらの名前で信頼をしていただくしかないのではないかなと考えますが。

○山内委員 そうしたら、やはり館長は教育指導課長が兼ねなくちゃならない。

○教育指導課長 さまざまな指定管理業者が入っている施設についても、教育センター長が兼ねますので、一応一体として管理するという規定の中で、動いております。つまり、教育センター長、つまり教育指導課長の管理下にやはり科学館があるということで、ほかの図書館なんかも館長は指

定管理者なんですけれども、あくまで図書文化財課長がその上において管理をしていますので、特段、わざわざ課長を館長にしなくても今までと同じような運営はできると捉えているんですけれども、いかがでしょうか。

○教育長 先程郷土歴史館の公印の審議がありましたが、公印を定める理由として、外部からの資料等を借りるとか、あるいはこちらから貸し出すとかのときに、館長印が必要だという説明があって、極めて重要なことだと思って聞いていました。いい展示をするためには、外部の博物館から資料をお借りする。そして港区の持っている資料と合わせて展示をすることで、よりよい展示になるということは今後いくらでも出てきそうです。

逆に港区がいい資料を持っている関係で、今後また外部に貸し出すということもできると思います。そういうことをきちんとできる体制をとっていくというのは非常に重要なことで、そういうことがきちんとできる。そして、それは外部から見ても安心してもらえると思います。同じような視点で見ると、科学館についてもやはり館長というものは、港区の職員がきちんと館長を兼ねて、そのもとでそのような外部とのつながりをしっかり取れる枠組みにしておいた方がよいのではないかと、今申し上げている次第です。

○図書文化財課長 先程の公印につきましては、含めてですけれども、今回の歴史館の指定管理者については、管理運営の方をお願いをされていて、展示をするというところは学芸員が直接やっているというところで、今までの指定管理者とちょっと違う形態をとっているところです。その際に、色々な展示、魅力ある展示をしようといった場合に、文化庁が文化財保護法から文科省の方から出ている指針の中で、重要文化財等を借りる場合には、その施設の館長がちゃんと責任を持って借りることが必要ですよというような、そういった決まりがあったところから館長を設置する必要があるでしょう。その展示を誰がやるのかといったときに、我々区の直営の職員がやっているところなので、館の館長としては課長を置くべきではないかというところで今回させていただいたところでございます。

ちょっとこの郷土歴史館と違うところでは、今回の科学館については、管理運営だけで中身の展示も含めて実際やるというところなんですけれども、重要文化財等については今まで聞いた議論の中では、教育センターの職員の教育センター長の名前で借りることによって、しっかりとした運営ができるというふうには聞いてはいるので、この違いがちょっとあるのかなというふうには思います。すみません。ちょっとはっきりしない言い方で申し訳ございません。

○教育長 管理職の館長を置くというのは、この条例制定についての審議事項とは切り離して考えられるのでしょうか。今後の検討課題にできるのでしょうか。

○教育指導課長 条例の議論と館長の議論は教育長のおっしゃるとおり別建てできるということがまず一つと、あとこの科学館の館長を区の職員にする場合は、職員の定数の問題でまた別の議論を庁内でしなくてはならないということがございます。それを踏まえてこの先もう少し議論をしたいと思っております。

○教育長 まだ、間に合うということでもいいんですね。

○教育指導課長 条例に関しては大丈夫です。

○教育長 場合によっては館長を置く。

○教育指導課長 兼務にならざるを得ないと思いますけれども。

○教育長 ポストをつくるというのはこの場での審議ではなくて、後でも可能ということでもいいですよ。よろしいですね。

そのほかはいかがでしょうか。直接条例には関係ないんですけども、例のダンパーの件について、開館日との関係で今の状況を説明してもらえますか。

○教育企画担当課長 ダンパーの件でございますが、ちょうど地下1階と1階との間が免震層になっているところですので、関連事業者の製品、ダンパーが8本納入されておまして、そのうちの1本がいわゆる国土交通大臣の認定する基準以内での誤差には収まっているんですけども、そのメーカーが約束しているお客様基準という、その範囲には入っていないということで。つまり1本はこの約束上でいくと、新しい、違うちゃんと基準内に入っているものに入れかえる必要、交換する必要があるという状況でございます。

その事実が発覚した段階で、これに関しては今のところこちら側、区の方から、あるいは国土交通省の関東地方整備局の方が実際に事業者、工事業者とのやりとりをしておりますのでそこを通じてなり、あとはその現場の事業者からもメーカーの方にも、強くできるだけ速やかに入れかえていただきたいというような要請を、今申し入れをしているというような状況でございます。

まだ、申し入れをしている段階にとどまっているという状況でございますが、具体的にいつ、その製品を交換していただけるかとかそういったところについては、まだ決まっていないという状況ではございます。引き続き、逐一メーカーの方には状況の方を報告してもらおうとともに、できるだけ早く交換していただけるように粘り強く言い続けていきたいと思っております。

○教育長 開館がおくれる可能性はあるんですか。

○教育企画担当課長 今、関東地方整備局の方からの話では、その工期に影響がないようにやってみようかとお話伺っております。

○教育長 遅れないようしてもらいたいんですが、科学館条例との絡みでは大丈夫ですか。その辺どうですか。

○教育企画担当課長 そうですね。工期日としては、今の状態から予測してやっておりますので、まずおくれないうようにというのが前提でありますけれども、万が一日にちがちょっとずれるというようなところに対しても、実質その影響、変更になったりとかということはないというふうに認識しております。

○教育長 大丈夫ですね。新たな事態が生じたので、それが本当にスケジュールとして耐震面も含めて、大丈夫なのか確認しておいてください。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第70号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第70号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 (仮称)芝浦第二小学校等施設整備に係る整備手法の変更及びみなとパーク芝浦の工事について(案)

○教育長 次に日程第2、協議事項に入ります。「(仮称)芝浦第二小学校等施設整備に係る整備手法の変更及びみなとパーク芝浦の工事について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは「(仮称)港区立芝浦第二小学校等施設整備に係る整備手法の変更及びみなとパーク芝浦の工事について」ご説明いたします。

協議資料ナンバー1をご覧ください。

芝浦第二小学校等施設整備につきましては、みなとパーク芝浦との関連性において、基本計画当初、当局等の指導もございまして設計手法を別棟新築としていたところでした。

しかし、その後の当局との協議において一棟増築としての了承を得ましたので、設計手法を一棟増築として変更をいたします。また、この変更によりみなとパーク芝浦の特定天井などの既存不適合部分の改修が必要となりましたので、あわせて実施するものでございます。

項番1の経過でございます。恐れ入りますがタブレット番号10分の9の参考資料1をご覧ください。こちらは(仮称)芝浦第二小学校等施設整備に係る基本計画の抜粋でございまして、隣接しますみなとパーク芝浦との関係性とその設計資料についてまとめた資料でございます。この表につきましては、左側が敷地を分割する場合、いわゆる別棟新築案と右側の敷地を一体化するいわゆる一棟増築案の二案を比較した表でございます。

基本計画の内容から、東京都の建築指導部局からは法的な取扱いによりみなとパーク芝浦との関連性が弱いということで、左側の別棟新築案が妥当であると判断がされ、本計画の設計手法を別棟新築を前提としまして工事内容や工事費等を当委員会へご報告してまいりました。

しかしながら、基本設計ではこの別棟新築におけるみなとパーク芝浦の運営面や工事費の増大などは区にとっての負担が大きいとの課題認識から、東京都に再協議をお願いしまして調整を進めていく中で、一棟増築を認めていただき課題解決を図ったという内容の経過でございます。

資料本編にお戻りいただきたいと思っております。項番2は、みなとパーク芝浦の改修内容について、また、項番3は、事業の概算費用についてまとめたものでありますが、いずれも一棟増築の具体的なメリットを理解していただくための内容でございますので、一括してご説明させていただきます。

恐れ入ります。タブレット番号10分の3、別紙1のみなとパーク芝浦の改修内容についてご覧ください。今回、改めて申請、いわゆる設計手法の変更前と変更後の改修内容とその工事費を比較した表でございます。変更前と変更後では整備する学校施設に全く変化がないものの、左側の変更前の別棟新築の場合は、建築基準法でいいます1敷地1建物の原則によりまして、ここでも確い

ただけるかと思いますが、赤線の下線敷地境界線によりまして敷地を区分し、それに伴い火災の延焼を防ぐ延焼ラインがここで発生いたします。

ここで別棟新築の意味合いについてですが、この赤線で囲まれました小学校の建物がその敷地内において、建築基準法を満たす必要があること、また、延焼ラインの発生という記述がありますが、隣接するどちらかの建物で火災が起こったときに、その建物から、例えばもらい火などを受けることに対して、建物相互の外壁間の中心から1階においては建物相互に5メートル、2階以上3メートルの範囲で防火上の措置を講ずる必要があるということの意味します。また、一棟増築となれば今度はみなとパーク芝浦と小学校の建物を一棟として扱うことになりまして、学校を含みますみなとパーク芝浦全体での敷地で建築基準を満たす必要が出てくるということになります。この場合は、法改正によりまして現行法規に適合しなくなった既存不適格部分について改修工事により適用させるという必要も、別途出てくるということでございます。

別棟新築か一棟増築かによって工事の範囲に大きな違いが発生いたします。それでは、左側の変更前の工事内容をご説明いたします。工事はAからCまでの工事を実施する予定でございました。Aは既存遡及による改修の①として、延焼の恐れのある範囲の開口部及び外装材などの改修です。その次のページ、2ページと合わせてご覧になっていただければと思います。みなとパーク芝浦の学校側の外壁面の開口部のサッシやカーテンウォールを防火設備に改修する。または外装材の木でつくられたルーバー、そしてスクリーンなどを撤去する。また、非常用エレベーター周りの排煙設備などを改修するなど、基本の1から3までの改修内容となりまして、工事費は約7.86億円となっております。また、この工事は室内における工事も多く、工事に伴いまして施設の一部の中止や通路の通行禁止など施設運営にも大きな影響が考えられます。

続いて、Bでございます。みなとパーク芝浦との一体利用や管理に関する電気設備などに関する改修といたしまして、約0.34億円となっております。

最後にCは、平成26年4月の建築基準法の改正に伴い、特定天井及びエスカレーターやエレベーターの耐震に関する既存遡及の工事です。タブレット番号10分の5から10分の7の3ページから5ページにその改修範囲をお示ししております。3ページをご覧ください。こちらは特定天井の改修工事でございます。ピンク色に示しました1階のアトリウム、5階のサブアリーナ、8階の競技場の2と3の部屋の特定天井を改修いたします。次の4ページをご覧ください。みなとパーク芝浦には10基のエレベーターが設置されておりますが、そのうち基準に合わない3基が改修対象となります。エレベーターのつり合い重りが地震時に脱落しないように改修工事をいたします。5ページをご覧ください。エスカレーターについても同様に脱落しないようにエスカレーターにプレートを設置するという工事を行います。この工事費は約5.26億円でございます。AからCを合計いたしますと13.46億円を見込んでおりました。一方で、右側の変更後となる一棟増築の場合につきましては、みなとパーク芝浦の増築扱いとなるため、敷地境界線は発生しないことから延焼ラインも発生せず、A工事は不要となります。

次に、B工事ですが、みなとパーク芝浦との増築施設となるため、学校施設、学校全館にスプリ

ンクラーの消防設備の追加、または既存建物となるパーク芝浦の連続性により意識した上部通路の外観デザインの変更など、これの合計が2.11億円となりました。しかしながら、将来の学校施設が用途変更をした場合への備えや、または高層階という学校施設としましても、このスプリンクラー設備というものは、有効に働くと考えてございます。

最後にC工事でございますが、工事内容と工事費の変更はございません。しかしながら一棟増築の取扱いによりましてこの学校施設整備にあわせて、既存遡及の工事を実施する必要がございます。

以上結果といたしましては、みなとパーク芝浦の施設運営に支障となる工事がなくなりまして、変更前の工事費と変更後の工事費の差額約6.09億円の縮減が可能となりました。

項番4でございます。今後のスケジュールについての説明です。恐れ入りますがタブレット番号10分の8の別紙2をご覧ください。表の2段目となります小学校本体施設の工事でございますが、こちらの方は平成31年4月から平成34年1月までの工事期間となっております。平成34年4月からの開校を予定しております。そして、3段落目、みなとパークの特定天井などの既存遡及につきましては、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックの公式練習会場として使用する期間以外の期間で実施する予定でございます。

甚だ簡単ですが説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問・ご意見をお願いします。

別紙1の変更前のCの部分ですが、ここは赤の枠で囲っていないので、いつやる予定だったんですか。小学校施設整備に合わせてやる予定だったんですか。

○学校施設担当課長 もともとこの緑というか学校施設の工事に合わせてやろうとしておりましたが、その実施時期については未定ということになっておりました。また、基本計画への計上経費としては、上の赤枠の二つのみを計上しているということから、少しいつ、どの範囲で、それから金額も確定していなかったということもあったということから、当初はこの赤囲みのところをやる。しかしながら、ピンクのところも合わせてやろうということではございました。

○教育長 そうすると、このCの部分は、小学校が竣工した後でも可能なんですね。

○学校施設担当課長 そうですね。ここでの別棟新築ということですので、みなとパーク芝浦には既存不適格工事を遡及しないという前提がございましたので、この小学校と一緒に工事をやることも可能でしたし、工事が終わってからやるということも可能だったということで、工事調整が少し先延ばしというか、調整の中で決めるんだというところがあったと思います。

○教育長 分かりました。それから別紙2のスケジュールです。平成32年6月から9月がオリパラで使えないとなっておりますが、下の※印のところでは、オリパラは7月からとなっております。

○生涯学習スポーツ振興課長 パラリンピックの練習会場として設営等の準備が必要ということで、6月の後半から準備期間が入るということでこの記載になっております。

○教育長 そうすると、この※印のところもそのように書いてください。

○学校施設担当課長 上の表と下の米印が合うように修正したいと思います。

○教育長 分かりました。それから、この資料1の、2ページ目の「3 事業の概算費用」のここ

るので、(1)と(2)を比較してくれています。(1)のイと(2)のアの部分が違ってくるのですよね。この部分が加わったということがわかるように表現してくれますか。別紙1を見ると分かるんです。

○学校施設担当課長 別紙1の内容と合いますように記載は工夫したいと思います。

○教育長 加わったのが何かというのを明確にし、この2ページを見ただけでわかるようにしてくれますか。お願いします。

質問はいかがでしょうか。

○山内委員 今のご説明で別棟新築から一棟増築の扱いが変わったということで、延焼の恐れのある階の措置の必要がなくなったということはよく分かりました。その上で、一方で建物の設計そのものが変わるわけではないんですけれども、これに近接する建物で延焼の恐れというものは、これはそもそもないというふうにみなしていいものなのか、いや、手続としては必要なくなったけれども、やはりそこは何かの手当をしておいた方がよいものなのか。そこをきちんと説明できるようにしておくことが大事だと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○学校施設担当課長 延焼ラインがなくなったことによってその安全性はどうかということだと思います。そもそも学校とみなとパーク芝浦の防災の連携とか、例えば火災が発生したときの連絡体制が図られているということでもあります。

一方では、学校としてはそもそも法的に必要なスプリンクラーでありましたけれども、この一棟増築ということで全体を一棟にすることによって防災性を高める。その上ではスプリンクラーは非常に有効ですので、今延焼ラインがなくなります、より効果的なスプリンクラーを配置することによって、そこは補強できたと考えてございます。

○山内委員 要するに別棟新築としてみなされていたときは、きっと外装材に木のルーバーを使っていたり、そういうことそのものが問題であるというのが、きっと手続的な問題だった。これが一棟増築となったのでということですが、要はそもそも別棟新築と見なされていて延焼の恐れがある範囲と指定されていた部分についても、そもそもこういう手続の扱いは別にして、延焼へのリスクはその部分はないものだということであれば、改修不要という判断でいいし、これは手続とは別で近接しているところで、やはりそもそもリスクがあるものだということであれば、やはり改修は必要だとなるんだと思うんです。安全の面からも純粋に考えれば。その点はいかがですか。

○教育長 いかがでしょうか。はっきり、これをやらなくても大丈夫ですと言い切ってほしいんです。

○学校施設担当課長 大丈夫だということで、これまでも協議してきたということでございます。

○教育長 例えばみなとパーク芝浦の建物の壁面と校舎の壁面は、このくらいの距離がある。さらに木のルーバーがあっても、防火上の処理をしてあるとか、この部分を手当をしなくても大丈夫だという説明ができれば安心をしていただけるわけです。単に法的な手続、扱いが変わったから大丈夫だという話になってしまうと、本当に建物として大丈夫ですかとなるので、きちんと説明できるようにしておいた方がいいと思います。

○**学校施設担当課長** ちょっと歯切れが悪くて申し訳ないんですけども、全体として、火災が発生する可能性について、施設を管理する上では問題ないと考えています。

○**教育長** 実際に、手続上は変更したけれど、ここに建てるもの自体は変わらないわけですよね。変わらないんだけど別棟だと、Aの部分の工事が必要ということですよね。だけど一棟にしたら要らなくなりました。要らなくなったんだけど、大丈夫ですというのを、それぞれについて説明してくれればいいんです。手続上、ただ単にやらなくてすんだんではなく、やらなくても大丈夫なんですよということを説明できるようにしてください。

○**山内委員** 当初、別棟新築だったのが、一棟増築でいいですよという話になったんですけども、そもそもこのこういう建物を建てる時に、別棟新築だとか一棟増築だとか何で判断するんですか。その説明をさっき聞いたような気がするんだけど、もう一度聞きたいと思います。何で、何が違うのですか。

○**学校施設担当課長** そもそも一棟であるためには、元の既存の建物の関連性である建物であると、これは一棟としてみなせますよということがあります。しかし、建築基準法ではそれぞれの建物を一つずつの敷地とみなして、その敷地の中での法律の基準が満たすことというのを原則としています。

ではどういうことで関連性のある建物だということを証明するかといいますと、例えば用途の関連性であったり、または構造的なつながりであったり、または設備のつながりであったり、外観的な一体性、管理上の一体性などの総合的な観点から、一棟としての判断を求められます。

○**教育長** 当初は関係性がないので別棟新築です。しかし、よくよく考え、関係性は認めてもいいです。なおかつ1敷地1建物の原則があるから一棟増築にしましたということでもいいですか。

○**学校施設担当課長** 例えば地区計画で定められているとか、外観、デザイン、高さの統一性、あとは2階と6階が連絡通路でつながっています、その部分も一体的に見えるように、少し2階の部分は高さを3階くらいにしまして、みなとパークとの一体性を強化し、学校の授業においても、みなとパーク芝浦を使えるような検討など、そういうことの総合的な観点から最終的には認められたという流れでございます。

○**教育長** なるほど。そうすると別棟新築か一棟増築かは、判断が非常に難しいということですね。山内委員から安全性がどうなのかという質問があったんですが、そもそも一棟増築の場合には、延焼部分といった問題はないんでしょう。

○**学校施設担当課長** 一棟増築というよりは、その敷地境界線がどこに発生しているかというのがありますし……。

○**教育長** 単純に一棟増築では延焼ラインは関係ない、別棟なので延焼ラインという問題が起こるんですけど答えてもらいたいと思って質問をしましたが、そうではないんですか。

○**学校施設担当課長** 一棟増築であれば延焼ラインは発生しないので、そこは問題ないということでございます。

○**教育長** 別棟新築として認定されたので、延焼ラインの安全を考えなくてはいけないというんだ

けれども、もともと一棟増築と考えれば安全性の問題はないということですね。

○**学校施設担当課長** 当初、今のようなアプローチをしていたんですけども、やはり関連性についてちょっと協議もまだ不十分だったということから、その基本計画を策定した当時は、参考資料1のように、両方の壁でそれがとりあえずは残したということでした。

○**山内委員** どっちに当たるかでやっていいという問題ではなくて、実質判断でした方がいいのでね。それで最終的には実質的にも「いや、危険はありませんよ」というふうに言ってくだされば、ああ、うんうんと分かるんだけど、そこら辺がちょっと。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**田谷委員** 参考資料のところで、(2)のみなとパーク芝浦の既存の設備への対応というところがあるんですが、これをするによってみなとパークは休館するかそういう対応をとるようになるのでしょうか。

○**学校施設担当課長** 既存遡及の工事においては、先程の別紙1の3ページにありますとおり、例えば特定天井ではこの部屋について工事をしなければならないということになります。それぞれの期間が違ってきますが、例えばこういう競技場とかサブアリーナになりますと、今のところ4.5カ月程度は工事がかかるということがあったり、全体で一遍に休館できるか、または順番に休館とかその部分は使えないということにしていくかは、これから調整となります。また、エレベーターとかエスカレーターもございますので、全体を調整した上で決定していくということになるかと思えます。

○**教育長** よろしいですか。

○**田谷委員** 大体それはいつ頃、例えば来年度とか再来年度とか。

○**学校施設担当課長** 別紙2をご覧ください。3番目で遡及の工事というのがありますが、そこで先程のラグビーでしたり、オリパラだったり、要はその使用期間の間に並行した改修工事を予定していますので、その中で利用者も負担のないような形で実施していくということになると思っています。

○**田谷委員** 分かりました。また、これはもちろんそうされると思いますが、利用者さんにはなるべく便宜を図るように事前通達とか、そういったようなことは必ずよろしく願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この協議事項は以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 平成29年度決算特別委員会の総括質問について

○**教育長** 次に日程第3、教育長報告事項に入ります。「平成29年度決算特別委員会の総括質問について」説明をお願いします。

○**教育長室長** 平成30年第3回港区議会定例会における平成29年度決算特別委員会総括質問での教育委員会に関する質問について、ご報告させていただきます。

報告資料ナンバー1でございます。総括質問は10月4日に各会派から教育長に対して行われました。資料のとおり自民党議員団の有働巧議員、みなと政策会議の山野井つよし議員、共産党議員団のいのくま正一委員の3名から12件の質問がございました。主な質問、教育長の答弁についてご説明をさせていただきます。

タブレットは5分の4になりますけれども、まず自民党の有働巧議員からでございますが、学校支援地域本部の出前授業の今後の取り組みについてということで、これまで芝地区総合支所の方で行ってありました「未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～」については、全区的に展開すべきということから、昨年度、平成29年度から学校支援事業、本部事業の本部の出前授業として行われておりますが、これまで実施がないということで、今後、子ども家庭支援部や保健所など赤ちゃんとその保護者にかかわることが多いことから、区長部局との連携などの工夫や区長部局への移管も考えてよいのではないかとということで、今後の取り組みについてのご質問でございました。

親に感謝の気持ちを育むことができる、とてもよい機会であるため、各学校においてこの出前授業が命の尊さを学べる人間形成の上で有意義な授業であることを理解してもらい、積極的に活用してもらおうようさまざまな機会を通じて周知してまいります。

そのほか教職員の働き方改革についても2件ご質問がございました。1件は、スピード感を持った働き方改革に取り組んでいくということで、こちらについては取り組みの中には既にシステム構築など準備期間が必要なものがありますが、平成31年1月に策定をする予定ということで、長時間勤務の速やかな解消のためには、既に実施しているものもありますが、前倒しを含めて実施していくという答弁をさせていただきます。

また、教育の現場で何が一番課題と捉え、どう取り組んでいくべきかというご質問でございましたけれども、こちらについては最も重要なことは、教職員の意識改革ということから、今後も学校長・園長会や幼稚園、学校の現役職員を対象にした職層研修、また管理職は元より教職員一人ひとりが長時間勤務縮減に向けた意識改革を図り、それぞれの教職員が自らの働き方を考え、働き方改革を進めていく取り組みを実施してもらいますと答弁させていただきます。

次に、区立中学校の進学率を向上させる取り組みで、今後どのように進めていくのかということでございます。これまで区立中学校のPTA連合会の方が区民まつりで、中学校の魅力を紹介するなど、また今年度の7月に実施いたしました中学校の合同説明会では、区立中学校のPTA連合会会長が自ら中学校の魅力を保護者目線で直接伝えるという理解を行いました。今後につきましても、PTAとの連携をさらに深め、港区の教育の素晴らしさを積極的に発信し、より多くの児童が区立中学へ進学するよう取り組んでまいります。

次に4、親子で参加できる障害者スポーツについてということで、今後、親子で参加できるイベントを増やすべきではないかというお考えでございました。

これまでも親子で参加できるスポーツ教室につきましては、障害者スポーツの普及啓発を実施し、9月15日のブラインドサッカーの体験教室、また今後開催します11月25日の障害者スポーツ

など、一つの会場で複数競技が体験できる事業を実施すること。また1月のパラリンピック競技種目に限定せず、親子で参加できる事業の計画をお伝えし、今後も多くの方々にさまざまな障害者スポーツの魅力を発信し、親子を含めて参加をしていただけるように発信するという事で答弁してまいります。

次に、みなと政策会議の山野井つよし委員からは、子どもたちを取り巻く性の現状と対応についてということで、正しい知識を子どもたちに伝えていくために、こうした子どもたちを取り巻く現状をどのように認識し、どのように対応をしていくのかということでございました。今後の性教育に関する指導計画について保護者と共通理解を図った上で、学習指導要領に準拠し、子どもの発達段階に即した性教育を実施してまいりますと答弁してまいります。

いじめ防止対策の推進に関する取り組みに関しましては、平成30年3月に総務省からいじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づいて、文部科学省などに基づく勧告が文部科学省に出されたということで、現在、港区教育委員会としての取り組みと今後の対応について、教育長へのご質問でございましたけれども、今後につきましては、各学校のいじめ防止基本方針を見直し、いじめの未然防止や早期対応など組織的な取り組みを、これまで以上に強化してまいりますと答弁してまいります。

いのくま委員からは、公衆電話の使用方法を学校で習得することについてということで、災害時に正しく公衆電話を活用できるように学校で指導をしていただきたいということでございましたけれども、こちらに関しては、学校では登下校中の災害時には、まず自分の身を守る、近くの大人に助けを求めるといことで避難を教えているということから、公衆電話の使用方法については家庭を通じて、使い方またその設置場所や連絡先など働きかけていくということで答弁してまいります。

次に、風疹のご質問でございまして、幼稚園、学校の教職員に対する風疹の抗体検査及び予防接種費用の支給並びに受診時間の確保ということでございましたけれども、現在も希望する教職員に対しては、出張扱いで風疹の抗体検査を実施しております。予防摂取の支給及び受診時間の確保については、教職員の抗体の保有状況や国の動向を踏まえながら、検討をしておりますという答弁でまいります。

そのほかはいのくま委員から教職員の長時間労働の改善ということで、調査結果の活用について、また、アンケート調査の結果について、教員の事務量を減らす対策と教職員の意見を聞くことについてということで、この実施計画に伴ってのご質問がございました。

アンケート調査の結果につきましては、どのようなものが上位意見を出しているのか、上位意見としてあるのかということでございまして、調査への回答事務が多く、また次に成績処理、その他事務が上げられているということをお伝えさせていただいております。

報告は以上でまいります。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成30年特別区人事委員会勧告について

○教育長 次に「平成30年特別区人事委員会勧告について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、「平成30年特別区人事委員会勧告について」、資料ナンバー2を用いましてご報告をさせていただきます。

特別区人事委員会では10月10日に23区の議長及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。

本勧告につきましては、幼稚園・教職員の給与にかかわりますので、主な内容と今後の対応についてご報告をさせていただきます。

初めに、主な勧告の内容でございます。まず、月例給の引き下げでございます。特別区人事委員会が特別区内の企業規模50人以上の民間事業者862事業所の調査によりますと、本年4月1日時点の特別区職員の給与は、民間従業員を9,671円、率にして2.46%上回っておりました。このため特別区人事委員会では公民格差を解消するため、幼稚園教諭について給料表を引き下げるよう勧告をいたしました。

特別区人事委員会では、今年度行われました行政系人事給与制度の改定において、行政職給料表との均衡を考慮した上で、幼稚園教育職員給料表を含めその他の給料表の改定を行ってきた経緯もございますので、幼稚園教職員給料表の改定においても、これまでの経緯を踏まえて行政職給料表と同様の改定が必要であるとしてございます。

なお、平成30年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民格差相当分については、平成30年12月に支給されます期末手当の額において所要の調整を実施することとなっております。

次に、特別給、期末勤勉手当の引き上げでございます。特別給については職員の支給率4.5月で、民間事業者に支給された特別給の割合は年間4.62月よりも0.12月分下回っていることから、年間支給月を0.1月引き上げ、4.6月とする勧告をいたしました。

改定は、改正条例の公布の日とし、本年12月に支給する勤勉手当に割り振る予定でございます。

今回の給与改定を幼稚園教育職員で試算いたしますと、参考資料最後のページになりますけれども、参考資料をご覧ください。港区幼稚園教育職員人件費への影響額のとおりとなります。幼稚園教育職員の支給総額の全体では約558万円、1.14%の減となります。職員1人当たりいたしますと年間給与支給額では平均7万2,487円の減となります。職層別による影響額については、以下モデルケースのとおりとなっております。

最後に、今後の予定でございます。勧告については、11月中旬まで特別区職員労働組合連合会との交渉があり、勧告どおりに妥結し実施されることとなった場合は、11月下旬の教育委員会で港区幼稚園教育職員給与に関する条例の一部改正について、ご審議をいただく予定でございます。

教育委員会でご決定いただきました後、平成30年第4回港区議会定例会に条例の一部改正について議案を提出する予定です。

なお、関連する港区幼稚園教育職員の給与に関する規則及び港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関

する規則の一部改正につきましては、条例の一部改正が区議会で議決された後、教育委員会でご審議いただく予定でございます。あわせて管理職手当等に影響した場合についても、ご審議をいただくことがあります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、質問をお願いします。

○小島委員 この件については、人事委員会の勧告で長年下がっていたのが、3、4年前ようやく上がったと。勤労意欲のうえからもよかったなと思いました。ただ上がるといってもそんなに大きな額は上がっていませんでしたが、今回、ガタンと何万円かなり大きな金額ですよ。要はそんなに景気悪くなっちゃったのか、ええっという感覚でいますが、ここでお聞きするんですが、何でこんなに大幅な減額になるようなのを東京都が、23区の特別区人事委員会が勧告したんですか。ただ、23区の事業所の平均給与と比較しているわけですよ。

○教育長室長 こちらの勧告につきましては、過去最大となる平均額として金額となっております。なぜこのような現象が生じたのかと申しますと、民間事業者が低いわけではなく、今回、今年度4月からの人事制度の改革に伴いまして、比較する民間企業の同じ職層の給与を大幅に上回ってしまったということで、今回、特別区が行ったその人事制度におきましては、給与の階層が8階層あったものが6階層になりました。そうしますとそこへ今まで最下級、今回その人事制度の目的というのが、管理監督者を置く、早く育成をしていきたいという目的のもとでございましたので、その職層を六つに分けたというところで、係員と次の主任給を今まで二つに分かれておりましたが、そこを一般職に位置づけをいたしまして、監督者に昇格するには今までは試験が必要でしたけれども、早く係長職に昇格させるために、模擬使用、それぞれの中堅職員、その層に当たる、実際には主任という資格を持っていた中堅職員の昇格への意思を確認をさせました。その際に、最下級の職層に新たに中堅職員の層が流れてきたというところで、民間企業と職層を比較した場合に、大幅に上回ってしまったという現象になったということです。

○小島委員 色々な配慮で職層手当を実は下げて、早く上に上がれるようなというような色々なご配慮でしたんでしょうけれども、一般の職員、幼稚園職員なんかはそんなの関係なく、何でこんなに下がっちゃったのかと不満が多いと思うんです。だから、決まったものはこれ以上しようがないですが、大幅に下がるものに対しては、激変緩和条項とか、そういうものはないんですか。

○教育長室長 そこで今、労使交渉という形でまず組合の方もその辺の交渉を行っているということでございますけれども。

○小島委員 だから、職員で何ら生活状況や家族状況が変わらないのに、何でこんなに下げられてしまうのか、何かどこかおかしいんじゃないの、人事委員会なりが、という気がします。

○教育指導課長 感想を求められましたので、感想でお返ししたいと思います。

我々地方公務員の場合は、いわゆる残業手当というのがもう4%支給されていて、それ以上変わらないわけなんですね。民間の方たちというのは基本ベースがあって、さらに残業手当がある。役所の公務員の方もそうなんですけれども、その影響を残業手当のない教育職員まで及んでしまった

ので、今回落差を大きく感じるのも、もし幼稚園の教育公務員が残業手当が出れば、さほど民間との差が出ずに下がらなかったと捉えております。

○小島委員 なるほど、そういうことなんですか。

○教育長 ちょっと違うのではないですか。

○山内委員 まず、今回の参考資料等を見ても、やはり幼稚園教職員、おそらく学校の教職員にしても、相当給与が年間でいうと下がるわけですね。今、これだけいい教員を東京都としても採用し続けなければいけなくて、さらに働いている人のモチベーションをどう高く維持するかということ考えたときに、こんなに大幅な減額というのをそう簡単に許容していいものなのかどうかというのが、まず大前提です。その上で、今説明があった階層を8から6に変えたということですが、おそらくそれをしたからといって平均の一人ひとりの給与が大幅に上がった層があるわけではないわけですね。ただ、要は何が変わったかといったら、昨年度と今年度の調査において、公務員の調査で抽出した層が変わったという話ですね。これが重要なのは、この毎年安定して、同じような対象を抽出して比較をして、検討をすべきものが、片方で職員の公務員の抽出する層が動き、もしかしたらもう片方で民間の対象とする事業者の事業所が動きということがあれば、当然大きな変動はあり得るわけですし、もっと言えば恣意的な調査、給与の公務員に対する操作が可能になってしまうというわけです。

ですから、これは単に今の説明は8から6が変わったからというよりも、昨年度までのこの数年間の実質給与の実態調査と、それから民間従業員の調査と、実はその調査の対象とした層がどういうふうに動いたというのを見て、本当にこの評価が適切なのかどうかということをやはり検討すべきだと思うんです。区としても言うべきことは都にも言うし、人事委員にも言うというくらいことは、そのくらいの姿勢を持っていいんだらうというふうに思います。

逆にやはりこれ最終的に受け入れることになっても、区としてそのくらいのことをきちんとしているかどうかということが、やはり学校の、幼稚園、小中学校の教員の姿勢にも、士気にもかかわってきますから、きちんとこの調査の昨年までの基準点をきちんと見て、言うことは言うということをした方がいいと思いますけれども。

○教育長室長 まず東京都の、今回本当にこの行政系の人事制度の改革の中に合わせて、幼稚園職員を含んでの勧告ということになりました。東京都の方では、特に今回引き下げは行っておりません。ですので、学校職員については特に変更は、変わりはないという状況になっています。東京都の方は据え置きになっていますので、特に月例給は先程申し上げましたけれども……

○山内委員 東京都の教員は据え置きにしたんですか。

○教育長室長 東京都の職員そのものが、昨年もなのですけれども、月例給については引き上げを行っていないのです。国と特別区については引き上げを行ってございましたけれども、東京都は据え置きという形でちょっと当分見合わせる。今回、本年度についても東京都の方では据え置きという情報を得ておりますので、特に学校職員にはこの影響はございません。

幼稚園職員がこの行政系人事制度の中に入っているということもあって、入っているというか準

じて勧告を行われたということになります。

○教育長 そうすると減額になるのは、港区の職員も減額になるということですね。

○教育長室長 そうです。

○教育長 小学校、中学校の教員に対しては、東京都として減額をしないことを判断をしたということであれば、なおさら、幼稚園の教員について減額するのか、あるいは小中学校の教員と同じように維持することにするのかということは、慎重に議論をすべきことだと思います。

○小島委員 これ23区統一しなくてはいけないんですか。それとも港区はそうはいいながら、港区独自にこうしますよというのが制度上できるんですか。

○教育長室長 給与に関しましては、特別区23区で行っておりますので、区独自の支援とかというのはできません。

○教育長 よろしいですか。そうするとなぜ東京都は小中学校の教職員、つまり東京都の職員としては給与を下げないという判断をして、幼稚園の教員だけは下げるということを特別区として決めることになるのかという点は、もう一度聞きたいと思います。

○教育長室長 東京都では特に今回の人事制度に関しては改正を行っていないため、この特別区のような職層の階級が変わっていないんですね。ですので、特にそこに影響がなく、今回の同じような企業規模、職員規模50人以上のところの調査を行っておりますけれども、そこには影響がない、金額の差がなかったという。

○教育長 そうすると、特別区だけがこれの改正を行ったということですね。

○教育長室長 人事制度改正ですよ。東京都は……。

○教育長 東京都はやっていないのですか。

○教育長室長 すみません。時期がちょっと不明なんですけれども、かなり以前には人事制度改正を行ったということです。

○教育長 その時点で特別区は上がっているんだけど、東京都が下がったということがあったということですか。

○教育長室長 すみません。確認してみます。

○教育指導課長 よろしいですか。そもそも東京都と特別区は自治体として違うので、東京都は東京都の人事委員会が人事委員会勧告を行うんですね。なので、その人事委員会勧告は下がっていない、東京都の。だから、東京都の教職員、小中学校の教員は下がらない。これは配慮でも何でもなく人事委員会勧告はこうなっている。特別区は下がる勧告を出したので、幼稚園教員は区の職員なのでそれに基づいて削減をという形になっています。

それともう一つは、人事制度の関係でいくと、一番大きいのが、主任級がこれまで係長になかなかならない。係長のポストがなかなか足りないという大きな問題があって、これまでは繰り上げ方式で係長になっていた。要は希望者が係長選考を受けるんですけども、それをやめて当局が指名制をしている。この人は係長にする。そうすると今の主任の中でそれをやられちゃ困る。私は係長になってはいないという人はどうしたかという、2級の主任の給料をもらっていた人は1級に今

度そういう人たちがなっている。ただ、給与の現給は保障しますよということになっているので、1級職に行くには、高給取りがいっぱいいる。

職層ごとに民間と特別区の給与を比較しますので、1級職、要は係員の平均給与が……、やたら上がってしまうとそれが大きな原因になります。1級職だけ本来下げるのであれば、それはそうなんですけれども、全体で給料を調整するので、管理職もそうですし、幼稚園教員もそうですし、そういった全体的に影響を給料として影響したというのが今回の流れなのです。

○教育長室長 ちなみに幼稚園は職層は変わっていませんし、主任に上げるのも試験ですし、教員とかも試験ですから全く人事制度は変わっていないんですけれども、要するに特別区全体の中での最初に言った影響を受けてしまって、ベースが下がってしまったという感じです。

○山内委員 ちょっと解せないよね。

○教育長 職層ごとに比べるのであれば、職層ごとに勧告すべきだとも思いますが。

○山内委員 本当ですね。もとおかしいなど。

○田谷委員 23区の人事委員会の勧告の……。勧告のあり方が問われている。

○小島委員 そうですね。そういうことですね。ちょっと不満が多くて。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 平成30年度港区子どもサミットについて

○教育長 次に「平成30年度港区子どもサミットについて」説明をお願いします。

○教育指導課長 平成30年度の港区子どもサミットの計画があらあらで上がりましたので、資料ナンバー3を使ってご説明させていただきます。

今年度は昨年度とちょっと変わりましたのは、昨年度はSNSによるいじめをどう防ぐかということで、いじめメーンのテーマでしたので、目的も若干変えさせていただきました。「港区立小中学校の代表児童・生徒が、いじめのない学校づくりを一層推進するなど、私たちのまち港区をよりよいまちにするために、自分たちのすべきことやできること、大人に期待することなどについて話し合います」ということで、主権者教育の色を少し差し込ませていただいております。

日時は表記のとおりです。会場につきましては、区議会棟を使いまして、本会議場並びに委員会質を使わせていただきます。参加者は、これまでに加えて議長ですとか区議会議員の方もご参加いただくようお願いしております。全体テーマは先程申しましたとおり、「私たちの港区をよりよいまちにしよう」ということにしました。

内容としましては、これまでの区長のご挨拶ですとか、議長のご挨拶等に加えて、さらに児童・生徒の代表質問ということで、それに対して教育長から答弁をしていただくというところからスタートしたいと思っております。

なお、この後、大テーマに沿いまして分科会テーマを設定します。分科会は議会にちょっとなぞらえまして、子ども建設委員会、「未来の港区のまちづくりについて」、子ども文教特別委員会「い

じめのない港区のまちづくりについて」、子ども保健福祉特別委員会、「SOSが出せる港区のまちづくりについて」、子どもオリンピック・パラリンピック対策特別委員会、「東京2020大会に向けた港区のまちづくりについて」、子ども環境対策特別委員会、「環境にやさしい港区のまちづくりについて」ということで、それぞれのテーマで小中学生と一緒に話し合ったものを、(3)にありますとおり、本会議場で報告をするということで、さらに議決をいたします。最後に代表生徒からの謝辞をもらってということで計画しております。

教育長並びに教育委員会委員の皆様には、子どもサミットや特別委員会に感想やご助言をいただけますようお願いいたします。

なお、その打ち合わせにつきましては11月の末に詳細にわたってできるように準備してまいります。

なお、この分科会等のご参加に関しまして、ご要望がある場合については担当の下橋主事の方に申しつけていただければ調整したいと思っております。よろしく申し上げます。

○小島委員 何かすごいね、今回は。これは我々もちょっと勉強してやらないと。

○教育長 ほかに質問いかがでしょうか。

○小島委員 名称も変わるんでしょう、これ。まだ決定じゃないですよね。

○教育指導課長 議会の方とも調整が済んでおりましたので、これで最終とは言いませんが、ほぼほぼこれでいこうと思っているところですが、何かご意見がございましたら、ちょっと変えることはできます。

○教育長 気になるのが子ども保健福祉特別委員会ですが、保健福祉常任委員会の保健というのは、保健所所管事項を扱うので保健なのです。保健所が絡むSOSがあるという理解でいいですか。

○教育指導課長 保健所の施策です。SOSの出し方教育は保健所の自殺対策の中から出てきているものです。ヒアリング。

○教育長 そうすると福祉はどうですか。

○教育指導課長 福祉はちょっとここからは離れますので、保健特別委員会はあり得ると。

○教育長 細かいところですが委員会の名称は、気をつけた方がいいと思います。

○教育指導課長 また、色々と調整させていただきながら、最終決定に向けていきたいと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

4 後援名義等の9月使用承認について

5 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について

6 生涯学習スポーツ振興課の9月の各事業別利用状況について

7 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について

8 図書館の9月行事実績について

9 図書館の9月分利用実績について

10 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について

11 11月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の9月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の9月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について」「図書館の9月行事実績について」「図書館の9月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の11月行事予定について」「11月教育指導課事業予定について」この8件の定例報告については配布資料のとおりであります。各案件について、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からその他何かありますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を11月13日火曜日午前10時から開催の予定です。よろしくお願いいたします。
ご苦労さまでした。

(午後12時05分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕